## 新旧対照表

## (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
別添	別添
電子申告・納税等開始(変更等)届出書 <sup>機務署受付印</sup>	電子申告・納税等開始(変更等)届出書 <sup>R務署受付印</sup>
□世州地・□南州地・□本和州地(個人の加は英ヨするものに✔を付してください。)   (〒 - )	□ □ 田州地 · □ □ 南州等 (関入の力は経済するものに ✔ を付してください。)   (〒
中和 年 月 日	全和 年 月 日
とおり届け出ます。  記  開  始  中告・納税等手統  □ 特定納税専用手統	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記の とおり届け出ます。 記
明	明
参考事項 税理士等 (電話番号 )	参考事項 税理士等 ⑩ (電話番号 )
※整理番号	※整理番号

改正後	改正前
電子申告・納税等開始(変更等)届出書の記載要領等	電子申告・納税等開始(変更等)届出書の記載要領等
(省略)	(同左)

改正後		改正前
(税務代理用) <u>令</u> 秆	宜年月日	(稅務代理用) <u>平成</u> 年月日
様		模
稅務署 電話番号		税務署 電話番号
電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書		電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書
会和 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、国税電子申告・デシステムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。  利 用 者 識 別 番 号 (16けた:半角数字) 暗 証 番 号 (8けた:半角英大文字・半角数字)  ※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした <u>暗証番号から任意の暗証番号(8けた以上:</u> 半角英数小文字)へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記による氏名・名称を登録していただく必要があります。 また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。  お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の告等を代理することができます。		平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、国税電子申告・納税 システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりお知らせします。  利 用 者 識 別 番 号 (16行た:半角数字) 暗 証 番 号 (8行た:半角英大文字・半角数字)  ※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした暗証番号から任意 の暗証番号(8行た以上:半角英数小文字)へ変更し、納税用確認番号及び片仮名表記によ る氏名・名称を登録していただく必要があります。 また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行う場合には、一部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要があります。  お知らせした利用者識別番号と変更された暗証番号により、国税電子申告・納税システムを利用して依頼者の申告等を代理することができます。
○ お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税シスを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。 ○ 国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。 ◎ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。		<ul> <li>○ お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。</li> <li>○ 国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。</li> <li>⑥ この文書による行政指導の責任者は、稅務署長です。</li> </ul>

改正後		改正前	
(税務代理以外用)	<u>令和</u> 年 月 日	脱務代理以外用)	<u>平成</u> 年 月 日
様		様	税務署長
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>等</b> 署		税務署電話番号
電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知	書	電子申告・納税等に信	系る利用者識別番号等の通知書
<ul> <li>全和 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に表します。</li> <li>システムを利用するために必要な利用者識別番号と暗証番号について、次のとおりおり利用 者 識 別 番 号 (16i力: 半角数分) 暗 証 番 号 (8i力た: 半角数分)</li> <li>※ 国税電子申告・納税システムをご利用いただくためには、お知らせした贈の暗証番号(8i力た以上: 半角英数小文字)へ変更し、納税用確認番号及びる氏名・名称を登録していただく必要があります。また、ご本人が国税電子申告・納税システムを利用して申告・納税等を行部の手続を除き、ご利用になる前までに電子証明書を登録していただく必要</li> </ul>	知らせします。 <u>証番号から任意</u> <u>片仮名表記によ</u>	システムを利用するために必要な利用者識別番号とF 利用者識別番号とF 利用者識別番号 (16i)た:半角数字) 暗証番号(8i)た:半角数字) ※ 国税電子申告・納税システムをご利用 の暗証番号(8i)た以上:半角英数小文 る氏名・名称を登録していただく必要が また、ご本人が国税電子申告・納税シ	いただくためには、お知らせした <u>暗証番号から任意</u> 字)へ変更し、約税用確認番号及び片仮名表記によ
<ul> <li>○ お知らせした利用者識別番号及び変更された暗証番号並びに納税用確認番号は、[を利用する際に必要なものですので、適切な管理をお願いします。</li> <li>○ 国税電子申告・納税システムの利用方法や送信可能時間・推奨環境等の最新の情ページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。</li> <li>⑥ この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。</li> </ul>		を利用する際に必要なものですので、適切な管理を	可能時間・推奨環境等の最新の情報については、e-Taxホーム ごさい。

改正後	改正前
電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書	電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書
(省略)	(同左)

改正後	改正前	
<u>合和</u> 年月日	<u>平成</u> 年 月	
様	様	
税務署電話番号	秘務署 電話番号	
特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書  今和 年 月 日付で提出された電子电告・納税等関始(変更等)屋出書に基づき、終定納税専用手縛の	特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書	
全和 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、特定納税専用手続の ための利用者識別番号(納付番号)を次のとおりお知らせします。 併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)を利用するために必要な納税用確認 番号(確認番号)とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名(片仮名表記による氏名)を次のとおりお知らせ します。  利 用 者 識 別 番 号 (16けた:半角数字)	平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号(納付番号)を次のとおりお知らせします。  併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)を利用するために必要な納税用確認番号(確認番号)とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名(片仮名表記による氏名)を次のとおりお知らせします。  利 用 者 識 別 番 号 (16けた: 半角数字)	
全和 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、特定納税専用手続の ための利用者識別番号(納付番号)を次のとおりお知らせします。 併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)を利用するために必要な納税用確認 番号(確認番号)とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名(片仮名表記による氏名)を次のとおりお知らせ します。	平成 年 月 日付で提出された電子申告・納税等開始(変更等)届出書に基づき、特定納税専用手続のための利用者識別番号(納付番号)を次のとおりお知らせします。 併せて、金融機関の提供する税金・各種料金の払込みサービス(ペイジー)を利用するために必要な納税用確認番号(確認番号)とペイジーにおいて表示される納税用カナ氏名(片仮名表記による氏名)を次のとおりお知らせします。	

改正後	改正前
特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書	特定納税専用手続に係る利用者識別番号等の通知書
(省略)	(同左)